

住民監査請求に係る監査結果

令和7年5月22日付け監査監第465号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち、60万5,000円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで60万5,000円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に「家賃・水道代」27万5,000円を、事務所費として政務活動費から支出した。（按分50%、水道代2,500円を除く）（第1号証）
また令和5年度下半期には「家賃・水道代」33万円を事務所費として政務活動費から支出した。（按分50%、水道代3,000円を除く）（第2号証）
- 2 令和7年5月22日に行われたX議員の政務活動費に関する請求書（令和7年4月23日提出）についての議会局職員の意見陳述で、X議員から聞き取った内容としてX議員は自宅を事務所と兼用しているとの陳述があった。
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（9）事務所費では、「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」ことは、賃借料の計上はできないとしている。（第3号証）
- 4 したがって、X議員の自宅兼事務所の家賃を政務活動費で支出することは、使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から事務所費として支出した家賃60万5,000円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙 事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年5月26日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務所費として計上された60万5,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年6月25日に請求人の陳述を聴取した。請求人3名のうち、1名が出席し陳述した。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年5月22日付けで受け付け、令和7年5月26日付けで受理を決定した監査監第461号及び監査監465号の同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない

議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「親族への支払いについて」は、次のとおりとなっている。

ア 親族への支払いについて

(ア) 3親等内の血族及び2親等内の姻族、又はそれらの者が経営を支配している法人等の団体に対しては、政務活動費で計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては計上できることとし、理由及び支払い相手との関係を明記した書面を作成保管する。

(イ) 親族の範囲は自己申告とする。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 事務所費

内 容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費		
主 な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等		
考え方・ 取扱い	① 事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。 		
	【事務所形態による賃借料の計上基準】		
		賃借料	維持管理費 光熱水費
	自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所	×	○

有を除く)		
自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○
自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○
第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○

※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕)等

※3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社＝3親等内の血族及び2親等内の姻族が、その経営を支配している会社(実質的な経営者)

※自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。

② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」(参考様式第6号)を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。

③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。

また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ

	<p>按分して政務活動費で計上することができる。</p> <p>④ 事務所に付随する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。</p> <p>⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。</p> <p>したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。</p> <p>⑥ 事務所等の賃借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの債務の担保にする目的で、賃借人が賃貸人に預けておく保証金である。賃貸借契約が終了する場合に賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還される。</p> <p>政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。</p> <p>なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑦ 事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的理由があるときに限り計上することができる。</p>
--	--

2 請求人の陳述

請求人1名が陳述を行ったが、本請求に係る内容ではなかったため、除外した。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政

との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

事務所費に係る支出については、議員から、「請求人が第1号証、第2号証で示したとおり、改選後の令和5年5月以降のものとなるが、令和5年度上半期に、水道代を除いた家賃27万5,000円、下半期に、水道代を除いた家賃33万円を事務所費として政務活動費から支出したことは事実である。」との回答を受けている。

また、「この政務活動費から支出している家賃については、市議会ホームページ等で連絡先住所として公開している「大宮区高鼻町2-69-10」の事務所に係る家賃であり、令和7年5月22日に議会局職員が意見陳述した自宅兼事務所とは別の物件である。そのため、「請求人の使途運用指針5使途に関する指針(9)事務所費に記載の「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」場合は、賃借料の計上はできないとしていることに違反しているとの主張は妥当ではない。」との回答を受けている。

なお、議会局において、X議員の自宅兼事務所と政務活動費を計上している事務所が別物件であること、また、事務所賃貸借契約書により、政務活動費を計上している事務所については、第三者が所有する建物であることといった使途運用指針の計上基準を満たしていることを改めて確認している。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分につきましては、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務所費として計上された60万5,000円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、60万5,000円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に事務所費「家賃・水道代」として支出しているが、令和7年5月22日に行われたX議員の政務活動費に関する請求書（令和7年4月23日提出）についての議会局職員の意見陳述で、X議員から聞き取った内容としてX議員は、自宅を事務所と兼用しているとの陳述があった。使途運用指針5使途に関する指針（9）事務所費では、「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」場合は、賃借料の計上はできないとしている。

よって、X議員の自宅兼事務所の家賃を政務活動費として支出することは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員が事務所費「家賃・水道代」として支出しているが、自宅を事務所と兼用しているのであれば、使途運用指針5使途に関する指針（9）事務所費のとおり「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」場合の賃借料については、計上できず、使途運用指針に違反しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員からこの政務活動費を支出している家賃については、市議会ホームページ等で連絡先住所として公開している「大宮区高鼻町2-69-10」の事務所に係る家賃であり、令和7年5月22日に議会局職員が意見陳述した自宅兼事務所とは別の物件である。そのため、請求人の使途運用指針5使途に関する指針（9）事務所費に記載の「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」場合は、賃借料の計上はできないとしていることに違反しているとの主張が妥当でないと回答を得ている。

また、議会局において、X議員の自宅兼事務所と政務活動費を計上している事務所が別物件であること、事務所賃貸借契約書により、政務活動費を計上している事務所については、第三者が所有する建物であるといった使途運用指針の計上基準を満たしていることを改めて確認している。

本件は、関係職員からの陳述のとおり、政務活動費として支出している事務所は、第三者所有の物件であり、賃貸借契約書からも請求人が主張している自宅兼事務所とは別の場所であることが確認されている。

よって、使途運用指針5使途に関する指針（9）事務所費に記載の「自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする」場合の賃借料には、該当しないことから、使途運用指針に違反しているとはいえない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された60万5,000円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。